

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(4) 産業競争力の強化 ③ 半導体産業に対する支援

国への提案事項

国内の半導体産業の国際競争力強化に向けて、次の対策を講じること。

1 研究開発・投資に対する継続的な支援の実施

- 半導体企業が国際競争力維持・強化を図るには、数千億円単位の研究開発・生産設備への投資を継続して実施することが必要不可欠であり、引き続き支援を継続すること。
- 半導体企業の新たな投資や活動にあたって必要となる広大な用地の確保や排水処理設備の整備への支援、安定的かつ安価な電力の確保、周辺の道路整備など、自治体と連携し、半導体企業の活動しやすい環境整備を進めること。

2 半導体関連人材の育成と確保

- 半導体人材の育成・確保にむけて、中長期的視点から国内の半導体人材の絶対数を増やすため、いわゆるSTEAMに係るカリキュラムの初等・中等教育への積極的な導入支援を行うとともに、自治体や大学などが取り組む総合的な半導体人材の育成・確保などへの支援を行うこと。
- 地方において半導体の研究開発や半導体に関わるカリキュラムを行っている大学や高等専門学校に対し、教授等の増員や学生の定数増、半導体研究・製造設備への財政支援など、高度人材の育成環境を整備するための財政支援を継続すること。
- 外国人を含む高度人材の確保・定着のため、自治体が行う環境整備(住宅、生活、教育など)への支援を行うこと。

【提案先省庁: 文部科学省、経済産業省、国土交通省】

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(4) 産業競争力の強化

③ 半導体産業に対する支援

現状/国の取組状況等

- 国が半導体・デジタル産業戦略(令和3年6月)を策定。(令和5年6月改定)
- 本県に拠点があり、国内唯一のDRAMメモリ半導体メーカーであるマイクロンメモリジャパン広島工場は、世界のDRAMの約10%を生産し、研究開発機能から生産まで一貫した施設を有する貴重な拠点。
- 文部科学省が令和4年度補正予算において、地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業に半導体・超物質研究を行う広島大学を採択し、20億円の支援を決定。
- 経済産業省が主導のもと、本県も参画し、行政機関、産業界、教育機関等で構成する半導体関連の人材育成などを行う「中国地域半導体関連産業振興協議会」が令和4年10月に設立。
- 広島大学ナノデバイス研究所を核とし、産官学連携して研究開発や半導体の中核人材の育成などを行う「せとうち半導体共創コンソーシアム」を令和5年3月に設立。高度人材育成に向け、新たに育成プログラム(CMOSアドバンスコース)を実施するなど、取組を拡充。
- マイクロン社が日本国内に対する最大5,000億円の次世代DRAMの開発・製造に向けた投資計画を令和5年5月に発表し、広島工場に国内初となる最先端のEUV装置が導入される見込み。これらの研究開発及び設備増強に対して、経済産業省が最大1,920億円の支援を令和5年10月に決定。
- 経済産業省が半導体等の工業用水道の整備を支援するため、工業用水道事業費として、47億円を令和6年度概算要求。

課題

- 国内の半導体関連産業の国際的な競争力を維持・向上していくためには、中長期的な視点で半導体関連の幅広い世代における人材確保・育成が必要である。
- 最先端半導体の製造には、用地、排水処理、電力の安定的かつ安価な供給、周辺の道路整備が必要である。特に大量の水を使用するため、排水処理については、新たに施設を整備するのに多大なコストがかかるため、支援の継続が必要である。

目指す姿

- 産学官が連携したエコシステムの構築が必要である。



4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(4) 産業競争力の強化 ④ DMOによる観光地経営の推進

国への提案事項

観光立国推進基本計画においても、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」を重視しており、各地域において観光地経営を担うDMOの果たすべき役割は極めて重要となっている。こうした中、アフターサミットや2025年の大阪・関西万博を見据えたインバウンドのV字回復に向けて、DMOの安定的な活動を支えるための財政的基盤の強化が急務である。

1 国際観光旅客税について、新型コロナウイルス感染症の影響により、
税収が落ち込んでいるが、今後、一定の税収が確保された後は、観光
地経営を実際に行っているDMOを含む地方の観光振興施策に、自由
度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を継続的に地方
に配分すること

2 広域連携DMOが、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行って
いくことができるよう、法的枠組みを整備すること

- 具体的には、複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられている、TID制度を参考に、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、次の点を踏まえて制度改正を行うこと
 - ・ 地域来訪者等利便増進活動計画(以下「活動計画」)の認定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務について、活動エリアが自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて都道府県又は地方公共団体の組合が行えるよう制度を拡充
 - ・ 5年を超える長期的な施策展開にも制度を活用できるよう、更新手続きを規定【提案先省庁：内閣府、観光庁】

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(4) 産業競争力の強化

④ DMOによる観光地経営の推進

現状

- 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMO_(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進。

※1: 登録DMO:270法人、候補DMO:56法人が登録を受けている。(2023年3月31日現在)

- (一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進した結果、2019年のエリア内の外国人延べ宿泊者数は、過去最高を更新した。

◆広域連携DMOが事業を取り組むエリアの外国人延べ宿泊者数の推移

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延べ宿泊者数(人)			2022年 /2019年 (%)	2022年 /2021年 (%)
		2019年	2021年	2022年		
せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	4,401,650	196,810	461,410	10.5%	234.4%
山陰インバウンド機構	鳥取・島根	288,690	22,290	23,310	8.1%	104.6%
【参考】全国数値	47都道府県	115,656,350	4,317,140	16,502,920	14.3%	382.3%

(出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」)

- 「国際観光旅客税」の徴収が開始(2019年1月)され、2023年度は約197億円の予算が計上されているが、大半は、文化資源の活用や国立公園の環境整備、円滑な出入国・通関等の環境整備などに大半が充当されており、DMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部にとどまる。

- 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。とりまとめ等を踏まえ、DMOの登録制度に関するガイドラインを改正したが_(※2)、広域連携DMOの実情を考慮したものではない。

※2: ガイドラインでは、財源について、「条例による特定財源の確保を目指すことが望ましい」とし、特定財源として地方税(宿泊税、入湯税等)、負担金を挙げているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続きが煩雑になり、現実的ではない。
また、地域づくりのための持続的な財源を確保する海外の取組として、税・負担金方式を挙げ、「観光地づくりのための安定的な財源を創出する上では有効な取組と考えられる」とTID制度の活用を示唆しているものと考えられるが、活動エリアが自治体の区域をまたがるDMOの場合は、現行の法制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)の下では、非常に困難。

関係法令の施行

- 国際観光旅客税法が成立し、2019年1月7日から国際観光旅客税の徴収^(※3)を開始

※3:日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)。2023年度は約197億円を予算計上。

- ◆ 国際観光旅客税法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に国際観光旅客税の徴収を充当。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

- ◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

- ① 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収。
- ② 受益者から徴収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③ エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注)海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度^(※4)の分担金を徴収し、観光地経営を実施。

※4:先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID:Business Improvement District ビジネス改善地区

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID:Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徴収する制度

課題

● DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

- ① 広域連携DMO、地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。
- ② 事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存しており、安定した財源の確保が必要。
- ③ DMOが対象となる国の支援事業やメニューの数は増加しているものの、多言語表記やトイレ整備等、市区町村エリアでの受入環境整備など、活動エリアが複数都道府県にまたがる広域連携DMOには馴染まないものが多く、広域DMOに求められる役割と国の支援制度にミスマッチがある。
- ④ 構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

● 国際観光旅客税の用途についての課題

- ① 国際観光旅客税の大半は、2023年においても前年度と同様に国主導の取組(文化資源の活用や国立公園の環境整備等)に充当されており、観光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部に留まる。
- ② その内容も、人材育成支援といった側面支援的なものや、地方運輸局が実施主体でありDMOの自由度が低いものとなっており、観光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるものとなっていない。

● DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

- ① 市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上活用が困難である。
- ② 計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(4) 産業競争力の強化 ⑤ 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

国への提案事項

1 新たな食料・農業・農村基本法に基づく施策の立案・実施について

- 新たな食料・農業・農村基本法に基づく施策の立案・実施に当たっては、中山間地域の特性を踏まえた生産性向上に向けた基盤整備や経営力の高い担い手の育成など、食料安全保障を支える地域農業が、将来にわたって持続可能なものとなるよう検討を進めること。
- 生産資材等の価格高騰による生産コストの上昇等を生産物の小売価格に適切に転嫁するための仕組みづくりなど、安定的な経営が展開できる環境整備を推進すること。
- 気候変動や国際情勢の変化などのリスクが高まっている中においても、将来にわたる食料の安定供給の確保、食料自給率の向上が図られるよう、水田の畑地化の一層の推進など、輸入依存から国内生産の増大への転換を強力に推進すること。

現状/広島県の取組

- 本県は、令和2年の経営耕地面積に占める中山間地域の割合が90%と全国1位である。
- 県では、令和3年に策定した「2025広島県農林水産業アクションプログラム」に基づき、地域の核となる企業経営体の育成や、スマート農業の実装等による生産性向上等を通じて、全国の中山間地域をリードする「生産性の高い持続可能な農林水産業の確立」を目指し、施策を推進している。
- ★経営体の育成を最重点に据えた施策の展開
～経営発展プロセスに応じた農業経営者学校(H23～)
- ★飛躍的な生産性向上を目指したスマート農業の推進
～中山間地域に対応した実装モデルの構築(R3～)

課題

- 中国地方をはじめとする西日本は、東日本に比べ中山間地域の割合が高く(中国地方69%、全国38%)、平坦な農地を利用した水稻、麦、大豆等の大規模経営は難しいことから、土地条件に適した生産性の高い農業を振興していく必要がある。
- 新たな基本法に基づく施策の立案・実施に当たっては、水稻から野菜等への転換など地域の実情に適した品目の導入や家族経営から企業経営への転換等を進めるなど、地方の先進事例を参考に、都道府県の農業構造を踏まえたきめ細かい支援策の展開が重要である。
- 近年は、気候変動や国際情勢の変化などのリスクが顕在化している。

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進
(4) 産業競争力の強化
⑤ 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

国への提案事項

2 農業生産基盤の整備に必要となる農業農村関係予算の確保

- 農業従事者の減少が大きい中山間地域に多くの農地が所在する本県においても、担い手がスマート農業技術を活用しながら生産性を高めることができる農業基盤の整備、また農業経営を持続するための施設の機能保全対策等が可能となるよう、物価高騰などの影響を踏まえたうえで、必要な予算について、確保すること。

3 経営力の高い担い手への農地集積の更なる促進

- 農業経営基盤強化促進法改正に伴い、農地中間管理機構の事務量の激増が見込まれることから、体制が維持できるよう、十分な予算確保及び国費割合の引き上げを行うこと。

4 持続可能な水産業のための対策の実施

- 広域回遊魚種の適切な資源管理に向けて、特に、資源の減少の著しい魚種については、国が主体となって、関係府県と調整し、資源減少の原因究明や資源調査結果の取りまとめなどを実施すること。
- 栄養塩類管理計画の策定に必要な栄養塩類の拡散状況について、本県海域の状況に沿ったシミュレーションモデルを、環境省と連携の上、適切なタイミングで提供すること。

【提案先省庁:財務省、農林水産省】

2 農業生産基盤の整備に必要な
農業農村関係予算の確保

現状/広島県の取組

- 広島県の農地は、区画が小さく、ため池など小規模な水源が多いため現状のままでは生産性の向上が難しい状況にある。
- このため、区画整理や排水対策等農業生産基盤の整備に取り組み「品質と収量の確保」と「生産経費の削減」に取り組んできた。
- こうした整備を契機として、県内外から担い手が定着し、順次、経営規模を拡大するなどの効果が発現している。



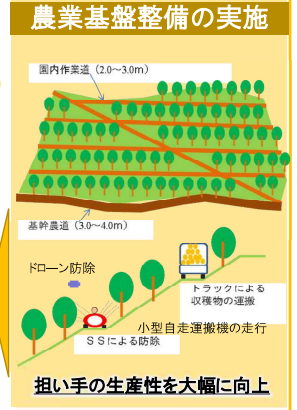
農業農村整備事業（大区画化、排水対策など）を契機として実現された生産性の高い農業生産



4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進
(4) 産業競争力の強化
(5) 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

課題

- スマート農業等の導入に不適な農地も多くあり、再整備を含めた農業生産基盤の整備による環境整備が必要である。



- 農業用施設の劣化による突発事故が増加している。こうした事故の未然防止と管理の省力化への対応が必要である。



3 経営力の高い担い手への農地集積の更なる促進

現状/広島県の取組

- 農地中間管理事業の開始当初は集落営農法人の新設及び規模拡大に関連した活用がほとんどを占めていたが、近年は農業参入企業、認定農業者及び認定新規就農者の活用が増加している。
- これらの経営体は園芸品目を導入する 경우가多く、担い手不在で農地の遊休化が進む地域に、園芸品目を生産する新たな担い手が参入することで、土地生産性が向上し、新たな雇用の創出によって経営発展につながっている。

【機構を活用した園芸用農地の集積(ha)】

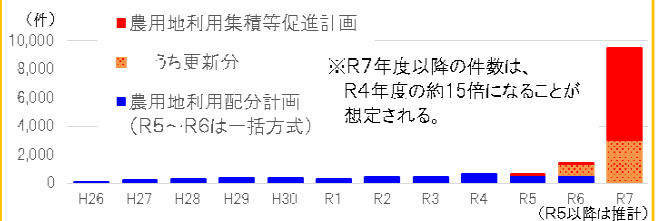
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
単年度集積面積	1	30	39	53	75	52	80	39	66
累計	1	31	70	123	198	250	330	369	435

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進
(4) 産業競争力の強化
(5) 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

課題

- 令和7年度以降は地域計画の達成に資するとされたものはすべて機構を通じた権利移動となるため、現時点でも発生している賃借料金の未払いや農地の管理状態に関する苦情などへの対応を含め、業務のさらなる増加が見込まれる。
- 業務を委託するにあたって、適切な委託先が見つからないことや、仮に委託した場合においても、権利を中間保有することで発生する責務を果たす必要があることから、適切に業務を遂行できる予算と体制を確保する必要がある。

【農地中間管理機構の取扱件数】



4 持続可能な水産業のための対策の実施

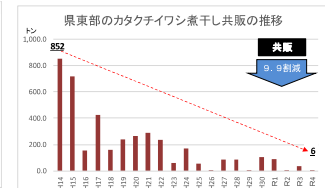
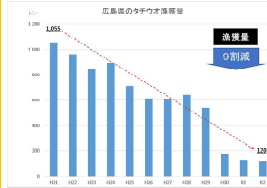
現状/広島県の取組

- 水産資源の増大に向け、漁獲対策、漁場環境対策、栄養塩対策等に取り組んでいる。
- 【漁獲対策】**
- 地先定着魚種における漁獲サイズ規制や禁漁日の設定などの漁業者による資源管理を行うとともに、種苗放流による資源添加を行っている。
- 【漁場環境対策】**
- 魚の餌場や住みかを確保するため、藻場造成を毎年約2ヘクタール整備するとともに、有機物の堆積した底質の改善を図るため、海底耕うんを実施し、効果検証を行っている。
- 【栄養塩対策】**
- 下水道の緩和運転による栄養塩類の増加と水産資源の回復との関連性を確認するため、カキ、アサリを対象とする実証試験を令和5年10月から開始する。

課題

【漁獲対策】

- 広域回遊魚種のタチウオについては、平成21年から9割減少しているが、減少要因が不明確であり、国が主体となった広域的な対策が必要である。
- カタクチイワシは、隣接県と共同で資源管理を行っているものの、県東部において漁獲量が激減しており、効果的な対策が必要である。



【栄養塩対策】

- 窒素やリンなどの栄養塩類濃度を県が管理できる制度が創設され、管理計画を策定する場合には、栄養塩と水産資源の因果関係の証明や、動的シミュレーションが必要である。

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (4) 産業競争力の強化 ⑥ 中堅企業の成長支援

国への提案事項

中堅企業の成長支援

- 地域経済を牽引し、良質な雇用を創出する、地域の中堅企業が、持続的に成長していくことができるよう、企業規模に応じた制度を創設するなど、支援の充実を図ること。

【提案先省庁:経済産業省】

現状／広島県の取組

- 本県では、県経済の活性化に向けて、中小企業等を対象に、県経済を牽引する企業の育成に取り組んでいる。
- 地域経済の中心的な担い手となりうる県内企業97社を国が地域未来牽引企業として、認定している。
- 国は、令和5年6月に「中堅企業等支援に関する今後の取組方針」を取りまとめている。

課題

- 地域の中堅企業は地域経済を牽引する重要な存在であり、更なる成長に向けた支援策の拡充が必要である。
- 国における中堅企業を対象とした支援は、多くが中小企業等への支援と合わせて実施しているものであり、中堅企業の成長に必要な設備投資や事業承継の引き受け手としてのM&A等の取組を後押しする支援策が必要である。
- また、税制の面においても、中堅企業向けの優遇措置を行うなど、きめ細かい対応が必要である。

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (5) 地方移転及び地方還流の促進

国への提案事項

1 移転促進に向けた企業への調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態、コロナを契機とした地方への関心の高まりといった変化の調査を行うなど、定量的な分析結果に基づき課題を明確にした上で、新たな地方創生を展開し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制について、
 - ・令和6年3月末までの期限を2年間延長すること。
 - ・雇用促進税制の税額控除を拡充するとともに、移転・拡充に関連する施設を支援対象に追加するなど、制度の更なる拡充を検討すること。
- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (5) 地方移転及び地方還流の促進

国への提案事項

3 地方企業の人材投資に係る財政支援の強化

- 感染症拡大を契機に地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、東京一極集中の是正を強力に進めるとともに、コロナ収束後を見据えた地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して、財政支援を強化すること。

4 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- デジタル人材が質・量ともに不足していることに加えて、都市圏への偏在も課題となる中、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチングの取組を強化し、地方へのプロフェッショナル人材の還流を促進すること。

【提案先省庁:内閣府、厚生労働省、経済産業省】

現状／国の取組状況等

○ 人・モノの東京への過度の集中

- ・ 全国の事業所の約28%が東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川)に所在。
- ・ 東京圏への本社移転は、2021年から転出超過となっているが、2011年以降10年連続転入超過が続いていた。

○ 企業ニーズと施策のミスマッチ

- ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
- ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

【地方拠点強化税制】～令和4年度税制改正内容～

- ・ 適用期限を令和6年3月末まで2年間延長
 - ・ 特例措置の対象となる事業部門の追加及び対象施設の整備期間の延長
 - ・ 雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充
- ※雇用促進税制の適用に係る上限人数は、法人全体の雇用者数で変更なし

課題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京一極集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。

(地方拠点強化税制)

- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

現状／広島県の取組

○ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置

- ・ 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績(令和5年3月末までの累計)】

	相談件数	成約件数
全国	86,999	20,875
広島県	2,980	720(※)

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、1,692件

○ プロフェッショナル人材受入コストの支援

- ・ 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績(令和5年3月末までの累計)】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
補助件数	20	33	34	40	53	39	41	260
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	29	17	22	111
割合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	54.7%	43.6%	53.7%	42.7%

令和2年度以降、首都圏からのプロ人材の転職・転居が高水準で推移。コロナ禍が地方転職潜在層に与えた影響がつかがえる。

課題

- プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているものの、東京圏の転入超過は約9万人(令和4年)となっており、東京一極集中の解消には至っていない。
- 高度なデジタル人材等の地方還流を促進することにより、地方企業の成長戦略の実現を後押しする必要がある。

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (6) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 地方分権改革の一層の推進

○ 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に限らず、あらゆる施策において、適切なガバナンススコープ(国・地方それぞれが、施策効果を最大限発揮できる範囲)に応じた、適切な責任・権限に基づく資源の配分の見直しを行うこと。

○ 抜本的な見直しへの道筋

- ・ 「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置することに加え、国と地方が率直に意見交換し、協働して政策形成を行う基盤となる議論ができる場を設けること。
- ・ また、令和5年3月31日、閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を発揮できるように、各府省が制度の検討等に取り組む際に確実に活用すること。
- ・ 地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制のうち、提案募集方式でこれまで多くの提案が挙がるなど、地方側の課題意識の強い分野については、ナビゲーション・ガイドのように、制度的な課題として捉え抜本的な見直しを行うこと。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁:内閣府】

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (6) 地方分権改革の一層の推進

現 状 / 課 題

1 地方分権改革の一層の推進

● 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

新型コロナウイルス感染症対策では、保健所を巡るガバナンスが複数存在することで、国と地方の役割分担が曖昧になり、保健所の負担となったことが明らかになっている。国・地方それぞれにおいて、ガバナンスを効果的に発揮し得る範囲は異なることから、役割分担の抜本的な見直しは急務。

● 抜本的な見直しへの道筋

- ・ 分野別分科会の設置に加え、国と地方が率直に意見交換できる場が必要。
- ・ 国の事務は本来国の機関で執行すべき。地方に事務を課す場合は法定受託事務として明確に位置付け、財政措置を行う必要がある。
- ・ 義務付け・枠付けは依然として多用され、計画策定事務など新たな義務付けも行われており、地方の声が反映されていない。
- ・ 令和4年度の骨太方針において、「計画策定」に関して、「地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにすることや、真に必要な場合でも計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする」などが盛り込まれ、令和5年3月31日、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」の閣議決定がなされた。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・ しかし、平成30年に自由民主党道州制推進本部が廃止、令和4年の参議院議員総選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

5 安心・安全な暮らしづくり (1) 地域医療体制の確保

国への提案事項

1 地域医療構想の加速等に向けた財政支援の拡充

(1) 地域医療介護総合確保基金の対象事業の拡充・延長

- 2040年に向け検討を進める地域医療構想において、医療機能の分化・連携の更なる加速に向け、地域医療介護総合確保基金などによる財政的な支援制度を継続すること。
- 大規模な再編を伴う地域の基幹的な病院整備については、地域医療構想の加速に大きな役割を果たす一方、近年の建築物価の高騰を受け、現状の地域医療介護総合確保基金の支援制度のみでは財政的負担が大きいことから、支援制度の新設・拡充を図ること。

(2) 公立病院を中心とした機能分化・連携強化に係る地方財政措置の充実

- 「公立病院経営強化ガイドライン」に基づく病院の整備について、病院事業債(特別分)の元利償還金に対する普通交付税措置の措置対象となる建築単価の実態に応じた見直しなど、支援制度の拡充を図ること。

(3) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)に係る支援制度の拡充・延長

- 病院施設については、他施設に比べエネルギー消費量が多く、ZEB化に必要な高効率設備の整備コストも大きいことから、新築建築物のZEB化支援事業における補助上限額の引き上げなど、支援制度の新設・拡充を図ること。
- 政府目標の2050年カーボンニュートラルや2030年度温室効果ガス46%減(2013年度比)の早期達成に向けて、新築建築物のZEB化支援事業などの財政的な支援制度を継続すること。

2 医療分野のデジタル技術の活用による医療提供体制の構築

- 新興感染症や災害発生時、医療資源の少ない中山間地域の診療体制を維持するため、遠隔診療の補助の補助率の拡充及びオンライン診療・服薬指導に必要な機器整備への補助制度の創設など、効果的・効率的な医療提供体制の構築への財政措置を行うこと。

【提案先省庁：デジタル庁、総務省、厚生労働省、環境省】

1 地域医療構想の加速等に向けた財政支援の拡充

現状

- 無医地区数は全国ワースト2位
広島県内の無医地区数：2023年53か所
- 若手医師が減少
広島県内の20～30歳代の病院勤務医師数の増減率：
2002年→2020年 92.9%(全国 111.5%、広島市 104.2%)
- 救急搬送困難事案の割合が高い
広島県の現場滞在時間30分以上の割合：7.8%
…政令市のある都道府県ワースト6位/16
- 医師の働き方改革が迫る(2024年4月～)
時間外勤務の年の上限時間：救急医療等は1,860時間
- 急性期病床は過剰、回復期病床は不足
2025年の必要病床数との差(広島二次医療圏)：
高度急性期・急性期 1,184 床、回復期△1,903床

【参考】広島県における病床機能別病床数 (単位:床)

区分	2014年7月1日 (病床機能報告) ①	2022年7月1日 (病床機能報告) ②	2025年必要病床数 (暫定推計値) ③	過不足 ②-③	
広島県	高度急性期	4,787	4,464	2,989	1,475
	急性期	14,209	10,875	9,118	1,757
	回復期	3,284	6,342	9,747	△ 3,405
	慢性期	10,368	7,738	6,760	978
	休養等	323	795		795
	計	32,971	30,214	28,614	1,600
広島医療圏	高度急性期	2,858	2,612	1,585	1,027
	急性期	5,591	4,399	4,242	157
	回復期	1,400	2,603	4,508	△ 1,903
	慢性期	4,213	2,654	2,730	△ 76
	休養等	118	316		316
	計	14,180	12,584	13,063	△ 479

広島県の取組

- 広島県においては、高度な医療や様々な症例を集積する新病院の整備による医療人材の確保・育成・派遣等により、将来にわたって県全域の医療提供体制を確保することを目標とした「高度医療・人材育成拠点」基本計画(R5.9)を策定し、新病院の基本設計等を進めている。

課題

- 都市部における複数の医療機関の統合を伴う新病院の整備においては、救急・小児・災害・感染症など不採算・特殊部門に係る医療や民間病院では限界のある高度・先進医療、へき地医療、広域的な医師派遣等による県からの一定の繰出金に加え、近年の物価高騰の影響などによる多額の整備コストが見込まれる。
- さらに、エネルギー消費量の多い病院施設におけるZEB化の達成には、他施設と比べて高効率な設備の整備コストが必要となる。
- このため、地域医療介護総合確保基金や公立病院経営強化に係る財政措置のほか、ZEB化に係る財政支援制度の充実が必要となっている。(ZEB化支援事業の実施期間は令和6年度までとされている。)

【公立病院を中心とした機能分化・連携に係る地方財政措置の概要】

区分	交付税措置	対象経費
病院事業債 (特別分)	元利償還金の40% (建築単価47万円/㎡以下)	①患者搬送車、遠隔医療機器整備費 ②医療情報の共有等のための情報システム整備費 ③高度・救急医療施設・医師の研修派遣施設・設備整備費 ④基幹病院以外の既存施設の改修、医療機器整備費 ⑤統合等に伴う基幹病院の整備費
	【参考】通常分 元利償還金25%	

(参考)「高度医療・人材育成拠点」基本計画(R5.9)における新病院の建築単価(約80万円/㎡)

5 安心・安全な暮らしづくり (1) 地域医療体制の確保

1 地域医療構想の加速等に向けた財政支援の拡充

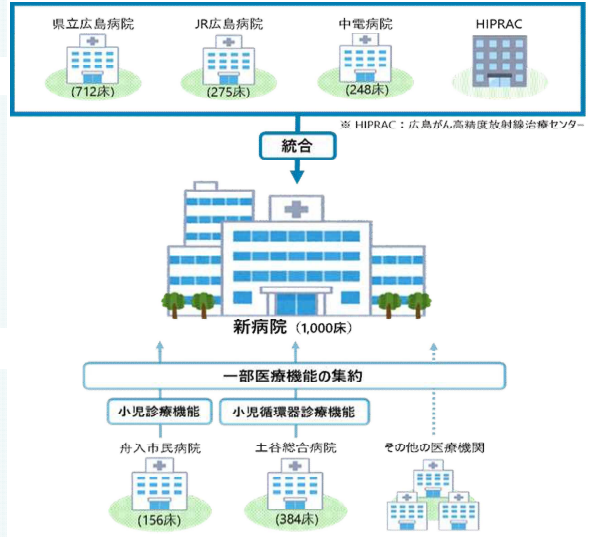
「高度医療・人材育成拠点」基本計画(R5.9)の概要

1 新病院(高度医療・人材育成拠点)の概要

整備予定地	広島市東区二葉の里三丁目
コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> 標準治療が確立された症例のみならず、難易度の高い症例が集積された高度急性期・急性期機能を担うハイボリュームセンターとして、全国トップレベルの高水準かつ安全な医療を提供する。 広島県の医療を支える医療人材の確保・育成や中山間地域をはじめとする県内全域の地域医療を維持するための体制を構築する。
病床規模	1,000床(一般病床950床、精神病床50床)
主な医療機能	<ul style="list-style-type: none"> 三次救急及び二次輪番病院のバックアップ “断らない救急”、小児救命救急センター(ER機能併設)、成育医療センター がん治療センター、脳卒中センター、心臓病センター、外傷センター、消化器内視鏡センター 新興・再興感染症拡大時に対応可能な体制 基幹災害拠点病院として人材育成・派遣など災害医療体制の強化 ICT技術を活用したスマートホスピタル ほか
運営形態	一般地方独立行政法人(2025年4月設立予定)
概算事業費	約1,300億円~1,400億円 建築工事費: 約900~1,000億円 (設計費、現病院の解体費含む) 土地購入費: 約180億円 医療機器等: 約170億円(システム含む) 建物購入費: 約50~60億円(再編病院資産購入)
開院予定	2030年度

2 医療機能の再編計画

- 高度な医療資源が集中する広島都市圏において、適切な機能分化と連携による地域完結型医療を実現するため、将来的な医療需要を見据え、医療機能の分化・連携のあり方や医療再編の方向性について、引き続き関係機関との検討を進める。



3 整備スケジュール(見込)

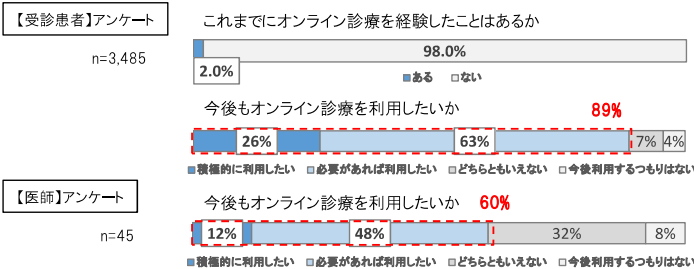
2023年9月基本計画 ⇒ 2026年建設着工 ⇒ 2030年新病院開院

2 医療分野のデジタル技術の活用による医療提供体制の構築

現状／広島県の取組

【新興感染症への対応】

- 新型コロナウイルスの感染急拡大に伴い、自宅療養者のための臨時医療施設「広島県オンライン診療センター」を令和4年1月14日に設置し、令和5年2月28日までに、延べ19,655人のオンライン診療を実施している。
- アンケート調査の結果から、センター受診前のオンライン診療の利用率はわずか2%であった一方で、患者・医師ともに、継続利用のニーズは高い。



【医療資源が少ない中山間地域での対応】

- 中山間地域で、広域かつ医師不足に対応するため、令和3年に患者の自宅近くの集会所と病院をオンライン(DtoP WithN)でつなぎ、診療を試行した。
- 令和3年8月、大雨による土砂崩落により基幹道が通行止めとなったが、上記の仕組みを活用して医療を提供することができた。

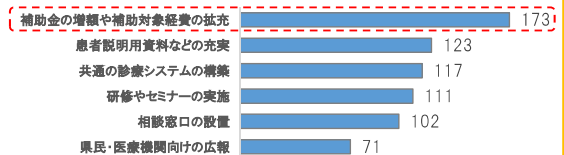


5 安心・安全な暮らしづくり (1) 地域医療体制の確保

課題

- 遠距離や接触に伴う診療上の課題解決のためにも、患者が必要時にオンライン診療を選択できる体制づくりが必要。
- オンライン診療の導入にかかる初期費用の負担が、導入を阻害する要因の一つになっている。医療機関へのアンケート調査においても、補助金の増額や補助対象経費の拡充を望む声が多かった。

県に対する要望・提案について(複数選択可) n=496



- 遠隔診療の機器整備においては、医療施設等整備費補助金(遠隔医療設備整備事業)の国庫補助制度があるが、医療機関側の負担が大きいことなどから、活用が進んでいない。

【医療施設等整備費補助金(遠隔医療設備整備事業)概要】

基準額	補助率	課題
遠隔画像診断(16,390千円)	1/2	補助率が1/2であるため、医療機関の財政負担が大きい。

5 安心・安全な暮らしづくり

(2) 鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

国への提案事項

1 鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

- 本年10月から、国が再構築協議会を設置する制度が開始されたが、その対象は「大量輸送機関としての特性がない」とされる一部線区のみを対象とした枠組みとなっている。現在のJR各社の経営状況や、事業構造及び内部補助の考え方等を踏まえ、国の責任において、全国的な鉄道ネットワークのあり方そのものについて議論し、方向性を示すこと。

2 関係者で合意された取組を実現する手段の担保

- 改正地域交通法の基本方針では、鉄道からモード転換した場合、JR各社が「グループ会社による運行」など、十分な協力を行うべきと定められているが、よりJRの責任を明確化するよう、法律等で担保することで、地域公共交通の「持続可能性」を確保すること。

【提案先省庁：国土交通省】

5 安心・安全な暮らしづくり (2) 鉄道ネットワーク及び JRのあり方に関する方向性の議論

現状

【JR西日本の現状】

- 令和4年4月及び11月、特定線区のみを取り出し、ローカル鉄道に関する課題認識と、輸送密度が1日2,000人未満の線区に関する「収支率」「営業係数」「営業損益」について発表。
- 令和5年10月、国の法改正で創設されたローカル鉄道のあり方を議論する「再構築協議会」について、国へ設置を要請。

【国の現状】

- 令和4年2月～7月、有識者検討会を実施し、提言を公表。
- 令和5年4月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」が成立。8月に基本方針が公布され、10月に施行。
- 法改正は、ローカル鉄道に関する議論や支援の枠組の創設が中心になっており、国が主宰する「再構築協議会」の創設は、本県をはじめとした全国知事会等で要請してきた、ローカル鉄道の在り方を、国も主体的に関与して協議の場に入って検討を行うことが反映されている。
- 財政支援は、協議会での議論の結果、「社会資本整備総合交付金」による施設整備等への新たな支援が創設されている。

【広島県の現状】

- 令和2年度から、鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る事業を創設し、鉄道利用促進の取組を進めている。
- 令和3年8月から、JR西日本の申入れ(同年6月)を受け、本県・庄原市・岡山県・新見市が、JR芸備線の利用促進等について協議・検討を進めている。(R5.10月現在、計6回実施)
- 令和5年2月から、JR西日本に対し、芸備線の利用状況・経営状況等についてヒアリングを実施(R5.10月現在、計3回実施)

広島県の取組

- 有識者検討会への参加(R4年3月及び5月)、国交大臣への提言(R4年5月(有志28道府県))や要請(R4年11月、R5年8月(全国知事会))など、様々な機会を通じて、「ローカル鉄道議論への国の主体的な関与」「国の交通政策の根幹として、内部補助の枠組み整理を含む鉄道ネットワークのあり方」や「止むを得ずモード転換等した場合の移動手段を持続可能なものとするための支援」を求めてきた。
- また、JR西日本に対しては、特定線区のみを取り出し「内部補助を含めた事業構造が維持できなくなった」という主張に対し、ヒアリングを開催し、内部補助の考え方の説明を求めてきたが、開示されている経営状況等を説明するのみで、地域に対する十分な説明はない。

課題

- 今回の法改正で創設される「再構築協議会」は、本県をはじめ全国知事会において求めてきた「国の主体的な関与」が実現するものであるが、「大量輸送機関としての特性がない」とされる一部線区のみを対象とした枠組みとなっている。
鉄道のあり方議論においては、一部線区のみを議論するのではなく、その前提として、国において全国的な鉄道ネットワークの方向性を示すことが必要であり、そのためには内部補助の考え方の整理が必須であるが、このことが議論されていない。
- 利便性が高く、持続可能な地域の公共交通のためには、仮にモード転換した場合のJRの責任が明確化されていない。

5 安心・安全な暮らしづくり

(3) 生活交通の維持確保のための支援

国への提案事項

1 交通事業者への支援の継続・拡充

- 公共交通事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の大幅な減少とその後の回復の遅れや燃料価格の高騰により、経営状況が悪化している中においても、需要喚起の取組や減便等を行いながら路線を維持確保し続けている。

一度、地域公共交通ネットワークが失われると、その復元を図ることは困難であるため、コロナ禍の影響が収束し需要が回復するまでの間、交通事業者に対する財政的支援を継続・拡充するとともに、引き続き、燃料価格高騰に対する支援を継続すること。

2 持続可能な公共交通実現に向けた財政措置の拡充

- 地域住民の移動を確実に確保し、地域公共交通を持続可能なものとするため、「交通DX・GXによる経営改善支援事業」等、地域交通のデジタル化・グリーン化に向けた補助事業の補助率の嵩上げを行うこと。

例)EVバスの導入、AIオンデマンド、キャッシュレス決済等の交通DX・GXを推進するための投資に係る初期費用に対する補助率の嵩上げ

【提案先省庁：国土交通省】

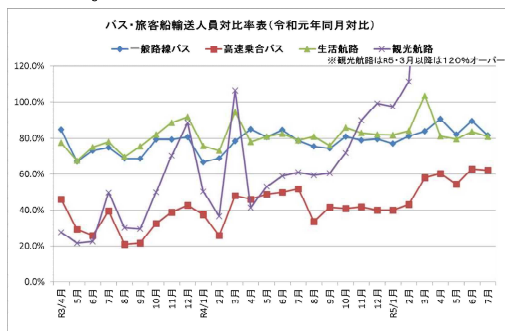
5 安心・安全な暮らしづくり

(3) 生活交通の維持確保のための支援

現状／広島県の取組

【広島県の現状】

- 公共交通事業者については、コロナ禍に伴う利用者数の減少から、交通需要が十分に回復していない。燃油費高騰の影響も加わり、厳しい経営状況が続いている。



- 地域公共交通が抱える構造的な課題に対応するためには、交通事業者、利用者、行政といった関係者が中長期的な視点を持って、一体的に取り組むことが不可欠であるとの認識から、「広島県地域公共交通ビジョン」の策定に取り組んでいる。

課題

- テレワークやリモート会議の定着などにより、コロナ前ほどの公共交通利用が見込めない恐れがあり、公共交通事業者が安定的に継続していけるか懸念が大きい。
- 県内ほとんどの地域で人口は減少しており、特に中山間地域では今後50%以上減少することが予想される地域もあり、地域公共交通利用者の減少に直結している。
- 特に赤字路線が多い中山間部を運営する交通事業者にとっては、初期費用の高さがネックとなっているが、現行の補助制度だけでは不十分であるため、交通DX・GX推進に踏み切れない現状がある。

例)EVバス車両価格 標準6,000万円～1億円程度

※R5年度「交通DX・GX経営改善支援事業」を活用する場合：補助率1/2 実質負担額：3,000～5,000万円程度必要

5 安心・安全な暮らしづくり

(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

本県では、地域の特性や規模に応じた「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市構造へ転換するとともに、「安心・安全」を基本に、新型コロナ危機後の社会が求める空間に対する価値観を踏まえ、デジタル技術やデータなどを活用しながら、大都市圏では得られない「活力」と「魅力」に満ちあふれた広島らしい都市の実現に向け取り組んでいるところであり、次のとおり提案する。

1 財政措置の充実・拡充等

- ①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化、③安定した公営住宅の供給、④建築物の耐震化の促進、⑤再開発事業等の促進による拠点性の向上、⑥公園、緑地等のオープンスペースの充実
- 事業に必要な財政措置の確保及び補助対象メニューの拡充等を行うこと。

2 制度等の改定

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化〕
- 法の改正又は運用指針等への位置づけ、取組を推進すること。

3 機運醸成・啓発等の強化

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、④建築物の耐震化の促進〕
- 国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

5 安心・安全な暮らしづくり (4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた 良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

